

国 住 昇 第 29 号
平成 25 年 3 月 15 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

シンドラーエレベータ(株)製エレベーターに係る安全対策について

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成 24 年 10 月 31 日に発生した、石川県内エレベーター戸開走行事故について、平成 25 年 2 月 8 日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」が公表されました。同報告書においては、事故機はブレーキシステムの構造的な特性からブレーキの引きずりに対し脆弱であること及びシンドラーエレベータ(株)（以下「シンドラー社」という。）の保守・点検の不徹底が事故の要因とされ、再発防止のための措置として戸開走行保護装置の設置と定期検査の強化の必要性が意見として付されました。（中間報告書は、次の国土交通省のホームページを参照してください。http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000383.html）

今回発生した事故は、シンドラー社製のエレベーターとしては、二度目の戸開走行による死亡事故であり、前回の事故と同型の巻上機を有していたことから、事態を深刻に受け止め、有効な対策を早急に講ずる必要があります。特に、戸開走行保護装置の設置については、エレベーターの所有者等に対する徹底的な指導が必要です。

つきましては、シンドラー社製エレベーターに係る安全対策について、下記により適切に対処されるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. W型の巻上機を有し戸開走行保護装置が設置されていないエレベーターに対する措置

(1) 対象となるエレベーター

シンドラー社製のエレベーターであってW型（巻上機の型番がW140（W140N及びW140NEを含む。）、W163、W200、W250のもの。以下同じ。）の巻上機を有するエレベーターのうち、戸開走行保護装置（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号に規定する安全装置。以下同じ。）が設置されていないエレベーター

(2) 戸開走行保護装置の設置に関する指導等

- ① 特定行政庁はエレベーターの所有者等に対し、戸開走行保護装置の速やかな設置を指導するとともに、改修計画の提出を求めること。なお、国土交通省においては、戸開走行保護装置を設置するために、平成 25 年度における既設エレベーターの改修に対する支援を別添（略）のとおり実施しているところであり、設置指導にあたり事業の活用について保守業者に相談することを含めて所有者等に周知すること。
- ② 特定行政庁は、エレベーターの所有者等が再三の指導にもかかわらず、正当な理由無く、改修計画を提出しないあるいは改修計画の期間内に戸開走行保護装置を設置しない場合には、建築基準法（以下「法」という。）第 10 条第 3 項の規定による使用禁止命令や設置命令を発する等、戸開走行保護装置の設置のための必要な措置を検討すること。

(3) ブレーキの安全性確保に関する検査の実施

特定行政庁はエレベーターの所有者等に対し、1ヶ月毎に法第 12 条第 5 項の規定に基づき、巻上機の型番に応じた別紙 1 から別紙 2 のブレーキに関する検査（以下「ブレーキの安全性確保に関する検査」という。）を実施させ、その検査結果について様式 1 の 1（略）から様式 1 の 2（略）により特定行政庁に報告させること。なお、ブレーキの安全性確保に関する検査については、昇降機検査資格者等であってシンドラ社が実施するブレーキの検査研修等を受講した者に実施させることとし、原則として、平成 25 年 4 月から実施することとする。

また、ブレーキの安全性確保に関する検査の実施については、国土交通省において定期検査に係る所要の改正がなされ、特定行政庁が時期等を指定した後においては、法第 12 条 3 項又は第 4 項に基づく定期検査又は定期点検（以下「定期検査等」という。）として実施することとする。

- * 要是正の判定基準となる製造者が定める基準値等については、3 月下旬までにはシンドラ社のホームページに掲載される予定の巻上機の型番毎の検査マニュアルを参照ください（下記 2（2）についても同様）。

2. W型の巻上機を有し戸開走行保護装置が設置されたエレベーターに対する措置

(1) 対象となるエレベーター

シンドラ社製のエレベーターであってW型の巻上機を有するエレベーターのうち、戸開走行保護装置が設置されたエレベーター

(2) ブレーキの安全性確保に関する検査の実施

特定行政庁はエレベーターの所有者等に対し、定期検査等の際に、法第 12 条第 5 項の規定に基づき、ブレーキの安全性確保に関する検査を実施させ、その検査結果について様式 1 の 1（略）から様式 1 の 2（略）により特定行政庁に報告させること。なお、ブレーキの安全性確保に関する検査については、昇降機検査資格者等であってシンドラ社が実施するブレーキの検

査研修等を受講した者に実施させることとし、平成25年6月以降実施される定期検査等から実施させること。

また、ブレーキの安全性確保に関する検査の実施については、国土交通省において定期検査に係る所要の改正がなされ、特定行政庁が時期等を指定した後においては、定期検査等として実施することとする。

3. W型以外の巻上機を有するエレベーターに対する措置

(1) 戸開走行保護装置の設置に関する指導

特定行政庁は、W型以外の巻上機を有するエレベーターの所有者等に対し、戸開走行保護装置の設置を指導すること。なお、W型以外の巻上機を有するエレベーターのうち、マシナールームレスエレベーターについては、当該エレベーターに対応可能な戸開走行保護装置の国土交通大臣認定の取得が平成25年の夏頃になる見込みであることを踏まえ指導すること。

(2) ブレーキの安全性確保に関する検査の実施

W型以外の巻上機を有するエレベーターに対するブレーキの安全性確保に関する検査の実施については、当該エレベーターの検査項目について現在調査中のため、調査終了後にあらためて通知する。

4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、管内の特定行政庁における上記1(2)の指導状況等、管内の特定行政庁への上記1(3)及び2(2)の報告状況を取りまとめ、平成25年6月14日(金)までに、様式2(略)により当職まで報告すること。なお、当分の間においては、今回の報告以降6ヶ月毎(次回報告期日のみ3ヶ月後の平成25年9月13日(金)とし、次々回以降の報告期日は6ヶ月毎とし、平成26年3月15日、平成26年9月15日など)に当該指導状況等及び報告状況を取りまとめ、当職まで報告することとする。

5. ブレーキの安全性確保に関する検査内容の調査

国土交通省はブレーキの安全性確保に関する検査が適切に行われていることを確認するため、当該検査内容について、サンプル調査を実施することとしていることから、特定行政庁においては、サンプル調査の対象になった際には当該調査の実施について、可能な限り所有者等の了承を得ておくこと。